

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。